

さいたま市水道事業審議会会長 石井晴夫様

第6回さいたま市水道事業審議会における審議に際しての意見の提出について

令和8年8月28日

さいたま市水道事業審議会委員 安藤 茂

第6回さいたま市水道事業審議会における審議に際して、下記のとおり意見を提出します。

記

〔参考〕香川県広域水道企業団・水道事業等審議会における令和10年度料金統一の基本方針について

さいたま市の水道料金改定に際しては、具体的な料金体系や料金水準等を決定する必要がある。以下は、参考として、香川県広域水道企業団・水道事業等審議会における令和10年度料金統一に向けての主な合意事項等を示したものである。

【主な合意事項】

- ①「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする
- ②基本水量は廃止とする
- ③口径別料金体系とする
- ④メーター使用料は設定しない
- ⑤逓増型の従量料金体系を基本とする
- ⑥湯屋（公衆浴場）用は維持する、特殊（臨時）用は廃止する
- ⑦共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする
- ⑧加入金制度は維持する
- ⑨口座割引制度は廃止する
- ⑩福祉減免制度は廃止する

【残された主な検討事項】

- ①料金算定期間
- ②従量料金逓増度

1. 水道料金体系の在り方について

（意見）さいたま市水道事業審議会として、料金改定に関する基本方針を示すべきである。具体的な案は、以下のとおりである。

- ①さいたま市水道事業中期経営計画（2026－2030）（令和8年3月）で示されている主要事業の計画どおりの実施が図れるようにする。
- ②水道料金の改定に際しては、将来世代との負担の公平性を考慮し、負担の先送りをしない。
- ③法令や水道料金算定要領等を踏まえた水道料金体系とする。
- ④水道料金の算定は総括原価方式によるものとする。

2. 料金算定期間について

(意見)料金算定期間については、3年・4年・5年のケースについて試算を行い、その試算に基づいてケースごとの平均料金改定率等を提示すべきである。

なお、料金算定期間が短いほど料金改定率は低い傾向にあるが、頻繁に料金改定を行わなければならないおそれがある。(これまでのように、一旦料金改定すれば、今後、当分の間(例えば、今後10～20年)、料金改定をしなくて済むということにはならない。)このようなことも踏まえて料金算定期間を考えるべきである。

(参考)水道料金算定要領(令和7年2月、公益社団法人日本水道協会)

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、算定時からおおむね3年から5年を基準に設定しなければならない。

3. 水道料金体系について

(1)基本水量について

(意見)基本水量制は廃止すべきである。

(理由)さいたま市における基本水量(8m³)は昭和50年に設定されたものであるが、当時とは生活環境等が大きく変化している。すなわち、基本水量制は最低限の生活用水を平等に確保することを目的に採用されていたが、近年では使用水量が基本水量に満たない使用者が増加している。

なお、基本水量制を廃止するに当たっては、激変緩和措置を考慮すべきである。

(注)基本水量8m³/月・世帯=8,000ℓ/月・世帯÷267ℓ/日・世帯

(2)従量料金の逡増度について

(意見)従量料金の逡増度については、口径別の料金収入割合等を考慮しつつ、できるだけ逡増度の緩和に努めるべきである。なお、逡増度は「従量料金の最高単価÷従量料金の最低単価」で算定すべきである。

(参考)

【算出方法】水道料金算定要領や水道料金改定業務の手引き(公益社団法人日本水道協会)などに明確に記載されているものではなく、各事業者が独自に算出

① 従量料金の最高単価÷{(13mmの基本料金+10m³使用時の従量料金)÷10m³}

② 従量料金の最高単価÷従量料金の最低単価

<https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/fs/4/3/6/7/4/2//02.2.pdf>

(3)水量区画別逡増制について

(意見)さいたま市の現在の従量料金は3区画逡増制としているが、もう少しきめ細かい区画(例えば、5～6区画)とすべきである。

(理由)水道料金算定要領では「水量区画の数は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。」としている。しかし、さいたま市の3区画逡増制では、例えば「20m³超～30m³以下:220円/m³」に対して、「30m³超～:310円/m³」と逡増度が大きい。例えば、川口市や戸田市では6区画となっている。

(参考1)

水道料金算定要領によれば、以下のとおりとしている。

「3. (2)経過措置」について

原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、当面の間、次の措置を講ずることができるものとする。

(2)従量料金の区画別料金制

従量料金は均一料金制が原則であるが、多量使用を抑制し、又は促進するため、逦増又は逦減区画別料金制を設定することができる。

イ定義

区画別料金制とは、水道料金算定要領に定める料金体系の経過措置として、従量料金について区画別に逦増又は逦減させる料金制をいう。

ハ設定方法

区画別料金制における水量区画及び料金単価の設定は、次により行うものとする。

①水量区画の数は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。

(参考2)水道区画逦増制(川口市、戸田市)

【川口市】口径25mm以下:6区画

【戸田市】一般用:6区画

水道料金表		消費税10%込み (令和3年4月1日から)	
口径	基本料金	従量料金 (1mにつき)	
		口径	料金
13mm	1,331円	口径25mm以下	1～10m 11.0円
20mm	2,211円		11～20m 222.2円
25mm	2,882円		21～50m 358.6円
			51～100m 420.2円
			101～200m 477.4円
			201m～ 532.4円
30mm	4,037円	口径30mm以上	1～100m 420.2円
40mm	6,490円		101～200m 477.4円
50mm	16,863円		201～500m 534.6円
75mm	31,614円		501～1,000m 545.6円
100mm	56,210円		1,001m～ 594.0円
150mm	140,525円		101～200m 140.8円
200mm	275,781円		201～500m 157.3円
			501m～ 171.6円
公衆浴場用	8,568円 (100mまで)		
特別給水		1mにつき	420.2円

従量料金

従量料金		
区分	使用水量	金額 (税込10パーセント)
一般	1から10立方メートル	1立方メートル当たり66円
一般	11から20立方メートル	1立方メートル当たり115.5円
一般	21から30立方メートル	1立方メートル当たり176円
一般	31から50立方メートル	1立方メートル当たり236.5円
一般	51から100立方メートル	1立方メートル当たり291.5円
一般	101立方メートル以上	1立方メートル当たり390.5円
公衆浴場	1から200立方メートル	1立方メートル当たり82.5円
公衆浴場	201立方メートル以上	1立方メートル当たり115.5円

上記の表には、消費税 (10パーセント) が加算された金額となっています。

(4)公衆浴場用について

(意見)公衆浴場用については、現在の料金区分を維持すべきである。

(理由)公衆浴場用の水道料金については、その目的が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であるため。

(5) プール用について

(意見)さいたま市の水道料金体系においてプール用(さいたま市立小中学校のプール用)を位置づけることは取りやめ、一般用の料金体系を適用すべきである。

(理由)現在、プール用については特別の料金区分が設定されているが、その設定理由等が不明確であり、特別の料金区分を設定すべき必要がないため。もし、市立小中学校のプールの費用について財政支援措置を講ずる必要があるのであれば、それは文教予算等で対処すべきであり、水道料金の減額によって対応するのは不適切であるため。

(参考)水道料金算定要額の位置付け(抜粋)

独立採算制の原則に基づき、福祉施策などの行政的配慮にかかる経費を水道事業が負担することは避けなければならない。

(6) 福祉減額について

(意見)さいたま市の水道料金体系において福祉減額を講ずることは取りやめ、一般用の料金体系を適用すべきである。

(理由)現在、生活保護法による生活扶助受給者等を対象に水道料金の減額が実施されているが、そもそも経済的困窮者に対する配慮は福祉政策等において講ずるべきものであり、総括原価方式のものの水道料金の減額によって措置するのは不適切であるため。

(参考)同上

4. 料金水準について

(1) 資産維持費(資産維持率)について

資産維持費(資産維持率)については、わかりやすい説明に努めるとともに、料金算定の基礎となることから、以下の(参考1)や(参考2)などを踏まえて、事務局において具体的な試算を行い、できるだけ早期に審議会に提示すべきである。

(参考1)

① 決算書上の資産維持費

資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」として内部留保されることになる。

② 資産維持費の認識に関する状況

現状、損益計算書の「当年度純利益」は、資産維持費として必要であるという説明が不十分なために、住民等の理解が得られず、不必要に高額な水道料金設定となっているという誤解が生じている場合があると考えられる。さらに、水道事業者自身が資産維持費の意味や必要額を十分に認識していない場合もあるのではないかと考えられる。

<https://www.mlit.go.jp/common/830006757.pdf>

(参考2)

資産維持費＝対象資産×資産維持率

(1) 対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(2) 資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準と

し、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定するものとする。

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/suidou_santei/suidou_santei_2025_summary.pdf

(2)対象資産について

①資産維持費＝対象資産×資産維持率

②対象資産＝償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産

とされているが、

さいたま市の「対象資産」をどのようにして算定しているのか、具体的な算定方法(計算過程)及び対象資産の金額を示してもらいたい。

5. その他

(1)料金回収率について

料金回収率(供給単価÷給水原価(%))の推移を示してもらいたい。

(注)料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあつては、適正な料金収入の確保が求められる。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/suidou/h18/2/2-3.html